

会議名	令和4年度第4回港区子ども・子育て会議	
開催日時	令和5年3月13日（月曜日） 午後6時30分から午後7時30分まで	
開催場所	区役所9階911～913会議室	
委員	<p>（出席者）白川会長、澁谷副会長、犬飼委員、小野委員、クオン委員、今野委員、北條委員、仁井委員、佐野委員、池田委員、松本委員、大島委員、茨田委員、福島委員、間瀬委員</p> <p>（欠席者）請川副会長、滝沢委員、小林委員</p>	
事務局	<p>子ども家庭支援部長 子ども家庭支援部子ども家庭課長 子ども家庭支援部保育政策課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 教育委員会事務局教育推進部教育長室長 教育委員会事務局学校教育部長 教育委員会事務局学校教育部学務課長 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長 保健福祉支援部障害者福祉課長</p>	<p>中島 博子 白井 隆司 菊池 太佑 木下 典子 安達 佳子 佐藤 博史 上村 隆 佐々木 貴浩 瀧島 啓司 篠崎 玲子 小笹 美由紀</p>
傍聴者	2人	
会議次第	<p>1 議題</p> <p>(1) 港区子ども・子育て会議 答申（案）について</p> <p>(2) 「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」による今後の取組について</p> <p>2 情報提供</p> <p>令和5年度子ども家庭支援部の組織改正について</p>	
配付資料	<p>[事前配付]</p> <p>資料1 港区子ども・子育て会議 答申（案）について</p> <p>資料2 「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」による今後の取組について</p> <p>資料3 令和5年度子ども家庭支援部の組織改正について</p> <p>[席上配付]</p> <p>令和4年度第4回港区子ども・子育て会議 意見記入用紙</p>	

会議の結果及び主要な意見

会長

ただいまより、令和4年度第4回子ども・子育て会議を開催します。
終了時間は午後7時30分を予定しております。円滑な会議運営にご協力をお願いします。初めに、本日の出席状況、資料確認を事務局からお願いします。

事務局

(子ども家庭課長)

定足数である過半数の出席が確認できておりますので、会は成立しております。
次に、資料の確認をさせていただきます。3月7日に事務局から資料1から資料3を郵送しております。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。また、机上に、意見記入用紙を配付しております。本日の会議後、改めてご意見がある場合は、意見記入用紙に記入の上、3月20日月曜日までに事務局まで提出をお願いします。

会長

議題に入る前に、本日の進行についてです。限られた時間ではありますが、委員の皆様から多くのご意見をお聞きしたいと思いますので、委員の皆様及び事務局は、簡潔な質疑と説明にご協力をお願いします。

それでは、議題に移ります。(1) 港区子ども・子育て会議 答申案についてです。事務局から説明をお願いいたします。

1 議題

(1) 港区子ども・子育て会議 答申案について

(資料1 説明)

事務局

(子ども家庭課長)

現在の委員の皆様には、令和3年7月1日から令和5年6月末日までの2年間の任期をお願いをしております。

今回お示した答申案は、現在の期の委員の皆様からいただいたご意見を取りまとめ、6月に答申としてまとめることを予定したものでございます。

参考資料をご覧ください。令和3年7月に、港区長から港区子ども・子育て会議会長宛に諮問した当時の諮問文を添えてございます。

記書きの下の部分の諮問を受け、委員の皆様には、2年間という任期の中で、子ども・子育て会議でご意見を頂戴してまいりました。

今回の答申案は、この諮問に答えていただく案として調製したものでございます。

本日皆様からご意見を伺い、最終的には6月に区長に答申を提出する予定で進めさせていただきます。

資料1の答申案文をご覧ください。最初に、諮問文に対して、「当会議において活発な議論と慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします」と記載しており、「この答申に基づき、港区子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図り、本計画の目指す将来像とする「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」の実現に向けて要望する形の説明文としております。

項番1の令和2年度及び令和3年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価についてです。

こちらにつきましては、「10の基本方針について、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施手法の変更を行った事業もあるが、一部の事業を除き、ほぼ全ての事業を当初計画どおり進行していると評価できる」、そして「新型コロナウイルス感染症の影響による、未実施または一部未実施の事業については、社会情勢の変化や利用

者ニーズを的確に把握しながら、目標が達成されるよう取り組むこと」としております。

項番2の新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会経済状況の変容に伴い、多様化する子ども・子育て支援を取り巻く課題を踏まえ、港区子ども・子育て支援事業計画の基本方針に掲げる施策をより効果的に推進していくために必要な事項についてです。

効果的な施策を推進していくために、特に以下の事項について取り組むこととし、(1)から(6)まで記載しております。

(1)は、就学前児童人口は減少傾向にあることから、地域や年齢ごとの具体的なデータに基づく今後の教育・保育需要の動向を踏まえ、適切な定員管理を行うこととし、アは、保育園等の待機児童ゼロの継続、イは、私立幼稚園、私立認可保育園等が安定的した施設運営ができるよう定員管理について記載しております。

(2)は、より質の高い教育・保育を提供するために必要な支援や対策を行うこととし、アは、教育・保育施設に対する適切な助言・指導を通して、職員の更なる専門知識やスキルの向上を推進するため、研修の充実についての支援、イは、園庭のない保育園の子ども遊び場の確保のため、あらゆる資源を活用した取組を推進すること、ウは、区における保育所型認定こども園の具体的な整備については、今後の就学前児童人口や幼児教育・保育に係る需要の動向に留意しながら検討することについて記載しています。

(3)は、教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもの数の増加等を踏まえ、職員の対応力の向上を図るため、専門職による勉強会を実施するとともに、子どもの育ちの多様性に関する理解を広く区民にも求めることについて記載しております。

(4)は、児童虐待の未然防止やヤングケアラーの早期発見及び適切な支援の実施に向け、区民への周知及び関係機関や民間団体等との連携を図り、具体的な支援を行うことについて記載しております。

(5)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う環境変化の影響を受けた子育て家庭の不安や負担の軽減に繋がる支援策を行うこととし、アは、一時預かり事業の拡大、イは、保護者の子育ての孤立化を防ぐとともに、育児不安を軽減を図るための相談、援助等の支援、ウは、子どものインターネット利用時間の増加等を踏まえた子育て家庭や関係機関に対するICT環境の適切な利用についての啓発について記載しております。

(6)は、子どもの年齢及び発達程度に応じて、全ての子どもが自ら意思や意見を表明する機会を確保し、子どもと子育て家庭の意見を尊重した子ども・子育て支援に取り組むことについて記載しております。答申案の説明は以上でございます。

なお、次の期の7月に向けて、今後、委員の皆様には、選出区分に応じ、継続もしくは後任の方への引継ぎ等、個別に調整をさせていただきます。

また、区民委員については、次の期の選任に向けて、4月から公募を開始する準備を進めております。

項番2(3)の障害児・個別的配慮児への対応力とありますが、この対応力とは、例えば職員の専門性や資質的なものなのか、体制的なものなのか、何を指しているのでしょうか。

教育・保育施設職員のスキルを向上させるため、勉強会を実施するというものです

A委員

事務局

(子ども家庭課長)	<p>ので、職員の資質というところです。</p>
A委員	<p>現在、私立園長会で、障害児・個別的配慮児に関する話し合いを続けてきており、各園でもケース会議や、園内研修、外部研修への参加、療育施設等の情報共有・連携、また、区で実施していただいている心理士の巡回指導の活用等、様々な対応を現在園として行っています。</p> <p>現在、各園でこれ以上ないというぐらいの対応している中で、人間的な部分でこれ以上は厳しいというところまできているのが現状です。</p> <p>年々、障害を持つお子さんや個別的配慮、特に幼児クラスの場合、集団活動時に職員の人手が必要なお子さんが本当に増えています。</p> <p>小学校就学前の幼児期に、どれだけ私たち園が支援してあげられるかによって、小学校進学に向けても違ってくると思いますし、実際に保護者の方から、小学校に向けての不安というのをすごく聞きます。</p> <p>もちろん職員の資質向上は必要だと思いますが、人間的な部分というのは、私たち園では限界があるので、区として、例えばもう少し加配をつけていただくとか、加配に対する人件費をもう少し手厚くしていただく等、区ならではの支援を検討いただきたいと思います。</p>
B委員	<p>A委員の意見に全面的に賛成です。人員配置については、保育園だけでなく幼稚園についても、教育委員会としてお考えいただきたいと思います。</p> <p>とりわけ小学校で定員を削減している中で、幼稚園は現在でも 35 人学級が放置されていることはおかしい状況ですので、港区が先行して人員配置の充実を凶っていただきたいと思います。そのことを答申に含むのは難しいかもしれませんが、今後の検討としてお願いをしたいと思います。</p> <p>ところで、前回子ども・子育て会議で、港区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて色々申し上げましたが、特に乳幼児児童に関して、計画と実績の乖離が大きく、10%を超えているというご説明に対し、私の考え方でいいのかとお尋ねしましたがご回答がなかったので、私の考え方でいいという理解の上で今から意見を申し上げます。</p> <p>まず、港区子ども・子育て支援事業計画ですが、内容的にはよくできており、大変いいことがたくさん記載してあると思います。</p> <p>しかし、認識を誤ったわけではないですが、現時点で認識の違いが起こっていることと、明らかな誤りが若干あります。計画自体を変更する必要はなく、区としてペーパーでまとめていただければ結構ですが、この中間年の見直し時点で、考え方を改めるということを明確にしていきたいと思います。</p> <p>本計画の一番初めの策定にあたってという部分について、子どもの人口が増えたということが冒頭に記載されており、待機児童ゼロは達成したが、定員の拡大に取り組んでいくという基本線が述べられています。ここは、前回も申し上げたとおり、この認識は改めるようにしていきたいと思います。</p> <p>中段のところに「第2子以降の子どもを対象に保育園の保育料や給食費を無料とする」と記載があります。ところが、7ページ(3)には「他の行政サービスとの受益者負担の公平性にも配慮する必要があることから保育園については給食費を徴収することとしています」と記載があります。この時点ではこのとおりでしたが、現実にはこうなっていないですから、何らかの注釈をつけるべきだと思います。</p> <p>4ページに子ども・子育て支援新制度の仕組みについて記載があり、子ども・子育て</p>

て支援給付に種類分けがしてあります。私立幼稚園は港区に特別支援の学校を含めて15園あり、すべてが私学助成です。施設型給付の幼稚園は1園もありません。そのため、この記載では、本計画に私立幼稚園を含んでいないことになってしまいますので、どこかに私立幼稚園を対象にしているということを記載いただきたいと思います。

5ページの認定こども園について、「教育と保育を一体的に行います。幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っているのが特徴で」とありますが、この定義は誤りだと思います。幼保連携型認定こども園の場合は、ある意味ぎりぎりこれでいいと思いますが、幼稚園型保育所、地方裁量型は、全くこれには当てはまりませんので、きちんとした説明が必要だと思います。

港区では保育所型認定こども園が1園あるということになっております。しかし、子ども・子育て支援法の認定こども園法の第3条2項2号に規定があり、その規定からいくと少し怪しいですね。本当に保育所型認定こども園でいいのかということありますけれども。区として間違っ作ってしまい、法律違反状態にあったのを何とか法体系に合わせるためには保育所型認定こども園にせざるを得ないということになっております。どこが違うかという、満3歳児以降は1号認定の子どもを受け入れるということになってはいますが、現在はそうになっておりません。

まあ、せっかくぎりぎり法律にかなうかなというふうに作りましたから、今後は実験施設として、色々実施していければよろしいのではないかと思います。認定こども園を増やしていくことは、区民の利益には合致しないことだと考えます。

6ページの保育の必要性の認定について、本当は幼稚園の立場から言えば、保育の必要性がない子どもはおりませんが、児童福祉法の保育の概念で言えば、ここで書いてあるようなことになるんでしょうけれども。

1) 認定区分のところの2号認定については、前回の会議で指摘しましたが、ここに幼稚園を入れないと間違いだと思います。

まだたくさんありますが、時間がないのでこのぐらいにしておきまして、これを踏まえて、本日議題の答申ですが、白川会長の名前で出すわけですので、あまり変なことを記載してはいけないと思います。

答申の最初の前文の部分、これはこのとおりで全く結構です。このことをしっかり守っていくことが必要だと思います。

記の後に「子ども・子育て支援事業計画の10の基本方針について、新型コロナウイルス感染症の影響により」と記載がありますが、この表現だと新型コロナウイルス感染症の影響だけということになってしまいますので、「影響等により」等と入れるべきだと思います。

「実施手法の」という部分と「一部の事業を除き」は削除した方がいいと思います。

「ほぼ全ての」というのは言い過ぎですので、「全体としては、ほぼ当初事業計画どおりに進行していると評価できる」というように修正したらいかがでしょうか。

「新型コロナウイルス感染症の影響」、ここにも「等」を入れるべきだと思います。

「未実施または一部未実施」というのは、日本語として変だと思いますので、「一部未実施」を5文字削除して、「影響等により、未実施または変更すべき事業については」と修正した方がいいと思います。これで大体意味が通ると思います。

項番2の始めのところは全く問題がありませんので、このとおりで考えます。

(1)の「就学前児童」という表現はよくないと思います。教育委員会では、最近、小学校入学前という言葉が使われていると思います。児童と言ってしまうと1号、3

号の子どもだけになってしまいます。乳幼児が入っていませんから、児童という言葉ではなく、子どもたち、子どもの人口、等の記載に統一する方がいいと思います。

3行目アの「保育を必要とする人が必要な時に入園できるよう」と記載がありますが、これは削除すべきだと思います。これはある意味当たり前で、保育という概念は幼稚園でも使う概念ですから少し引っかかります。「保育を必要とする人が必要な時に入園できるよう」を削除しても意味は変わりませんので、「増加傾向にあることから、保育園の待機児童ゼロを継続していくこと」とすればいいと思います。この記載であれば、誰でも入園できるという意味になると思います。

イですが、既存の私立幼稚園、私立認可保育園等があたかも質が悪いような表現になっていますので、「私立」と「私立認可」の計6文字は削除すべきだと思います。

ただ、保育園という言葉を使用することについて、私は構わないと思いますが、保育園という言葉と保育所という言葉が混ざって使用されているので、どちらかに統一した方がいいと思います。

(2)のアは結構だと思います。イは、園庭のない保育園の問題は、保護者の方、職員の方にとっては喫緊の課題であると思いますので、「園庭のない保育園の子どもの遊び場の確保のため」の後に、「園庭の設置を原則とするとともに」という一言をぜひ入れていただき、「外遊び場として」とつなげるといいと思います。

ウは、先ほど申したように、保育所型認定こども園というのは疑わしいですので、本当は削除した方がいいと思いますが、どうしても記載したいのであれば、ここで問題になるのは1号子どもですから、「就学前児童」ではなく、「小学校入学前幼児」、或いは「就学前の子ども」のどちらかを選択していただきたいと思います。

(3)の特別支援教育は、内容はこれで結構だと思いますが、小・中学生は本計画の対象になっておらず触れていないのであればそれで結構ですが、本来は少し触れた方がいいのではないかと思います。

(4)児童虐待は、「児童」ではなく、「子どもに対する」、「子どもへの」等の表現に修正していただきたいと思います。

2行目のところの「民間団体等」とはどういう団体でしょうか。

(5)は、ア、イ、ウは概ねこれでいいと思いますが、大切なことが落ちていると思いますので、エとオで項目を2つ追加する必要があると思います。

エは、在宅子育て家庭への育児手当の増額等の具体的な財政支援を検討するというを入れていただきたいと思います。このままだと、在宅で子育てをしている方への支援が行かないままになってしまいますので、具体的な財政支援ということに記載していただきたいと思います。

オは、企業における働き方改革についてぜひ入れていただきたいと思います。書き方は難しいため検討いただきたいと思いますが、例えば、「企業における働き方改革を推奨し、扶養手当や住宅手当等の充実を求めること」としてはどうでしょうか。

民間企業では住宅手当や扶養手当を切っているのが現実です。一方で、港区では、保育士に対する住宅手当を結構手厚く実施していますので、そういうものとの均衡を考えれば、財政支援をきちんと実施していく必要があると思います。

B委員、丁寧に見ていただきありがとうございました。

ご提案につきましては、会長・副会長及び事務局と検討していきます。

ヤングケアラーの民間団体等とは何を指しているのかB委員からご質問がございましたので、事務局から回答をお願いいたします。

会長

事務局 (子ども家庭支援センター所長)	民間団体等とは、NPO法人が行っている子ども食堂や、ヤングケアラーの支援団体等を想定して記載しております。
会長	B委員から様々な修正のご提案がございました。その中には私たちがこの2年間で検討してきた内容も多く含まれていたと思います。
	特に、園庭の設置については、何度も委員からご意見がありましたので、そのあたりの意見を含めて答申の修正を検討していきたいと思います。
B委員	子ども・子育て支援事業計画の4ページの書き方だと、本計画の中に私立幼稚園が入っていないという印象になってしまいますので、それを今後どうするのかお答えいただきたいと思います。
事務局 (教育長室長)	ご指摘ありがとうございます。制度に合った記載をして、対象の施設が入るような表現にしていきたいと思います。
B委員	現在の書き方では、施設型給付の幼稚園を指しており、ここに私立幼稚園を入れ込むことはできないので、私学助成園の項目を別に立てるべきだと思います。
C委員	項番2(5)について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う環境変化の影響を受けた子育て家庭に限定する必要はあまりないと思うので、表現を工夫された方がいいと思います。
	その下のアは、議題2の資料を見ると、一時預かり事業の規模の問題だけではなく、予約管理の問題を指摘する声が多く上がっているようですので、その辺も踏まえた表現に修正したらよいかと思います。
会長	予約管理のことについては、今までも何度も委員から意見が出た部分だと思いますので、そのあたりを含めていきたいと思います。
	先ほどのB委員のご意見にもありましたように、新型コロナウイルス感染症「等」の方が正確な表現だと思いますので、修正を検討したいと思います。
D委員	項番2は、新型コロナウイルス感染症は今後5類に移行し、いかに平常の生活を取り戻していくのかという段階に入ってきていますので、新型コロナウイルス感染拡大を筆頭に取り上げるのは、時期的にずれているのではないかと思います。
	社会経済状況の変容というところで、少子高齢化が進んでいる中で、日本全体で、また、港区という日本の経済の中心地で、いかに働き手を確保し、働いている人たちが子育てをしながら通常の生活が送れるようにバックアップをしていくのかというところが、港区の子ども・子育て支援の中で一番中心になっていた保育園の待機児童ゼロを継続していくというところにも直結していくところだと思います。少子高齢化が進んでいるというところは、きちんと社会経済状況の変容ということで現状認識として記載しておいた方がよろしいのではないかなと思いました。
	(1)アについて、先ほどB委員から「保育を必要とする人が必要な時に入園できるよう」というところを削除するべきという意見がありましたが、保育園の待機児童ゼロを達成していただいたのは、港区或いは関係者の並々ならぬ努力があったから達成できていると思います。そこに至るまでのところで、働きたい、或いは働かないといけない、キャリアを続けたいけれども、保育園に空きがないから自分のキャリアを断念せざるを得ないという親がたくさんいたということは忘れてはならないのではないかなと思いました。
	保育園の待機児童ゼロの目的は、働きたい人、或いは保育を何らかの理由で必要とする人が、病気、勉強、仕事、他にも色々あると思いますが、そういった人たちが安心して子どもを預けて働けるようにすることだと思います。

	<p>必ずしも「保育を必要とする人が必要な時に入園できるよう」という表現でなくともいいと思いますが、働きたい人、保育が必要な人が、子どもを安心して預けられるという環境が必要だということを、きちんと記載する必要があるのではないかと思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>お気持ちはよくわかりますし、内容的にはそれで結構だと思います。</p> <p>ただ、そうしていただくにあたり、冒頭申し上げたように、保育を必要としない子どもはいないというのが、私どもの考え方であります。</p> <p>児童福祉法において、保育所は保育という言葉を使っております。学校教育法において、幼稚園は保育という言葉も使っております。ですから、保育ということの意味をきちんと区民にわかっていたらいいような表現にしていいただければと思います。</p> <p>幼稚園も保育というのを大事にしており、保育を必要とする子どもを保育している場所ですので、そのことを念頭に合わせていただければ、今のご意見は大変ご最善の意見だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>B委員、D委員からのご意見を踏まえ、現状に合った文言にしていけるよう、事務局及び副会長と検討していきたいと思っております。</p>
<p>事務局 (保育政策課長)</p>	<p>1 議題</p> <p>(2)「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」による今後の取組について (資料2 説明)</p> <p>本件は、就学前の子どもを取り巻く環境変化や、就学前の子どものいる全世帯に対し実施したアンケート調査から把握した新たなニーズや課題に早期に対応するための子育て支援策を、みんなと子どもすくすくアクションという形で取りまとめましたので、その旨をご報告するものでございます。</p> <p>策定にあたっては、子ども家庭支援部だけでなく、教育委員会、みなと保健所、障害者福祉課等、様々な部署で構成した検討委員会において横断的な議論を重ね、30の子育て支援策としてまとめさせていただいております。</p> <p>資料の項番2のアンケート調査結果です。こちらは令和4年6月24日の子ども・子育て会議において、調査結果のトピックという形でご報告をさせていただきましたが、その後、クロス集計等の更なる分析を行い、調査報告書という形でまとめております。</p> <p>詳細な調査結果は、資料2-4、2-5としてまとめてございますが、本日は調査結果の内容も含め、資料2-2で説明をさせていただきます。</p> <p>資料2-2のみんなと子どもすくすくアクションの概要版をご覧ください。</p> <p>みんなと子どもすくすくアクションは全部で4章構成としております。</p> <p>第1章の策定の背景ですが、区はこれまで待機児童解消を目的とする保育関連施策をはじめ、子育て世帯の孤立化を防ぐ相談事業、また、他自治体に先駆けて第2子保育料無料化や、独自の出産費用助成を実施するなど、子育てするなら港区の実現に向け、きめ細かな子育て支援策を実施してきました。</p> <p>しかし、近年、幼児教育・保育の無償化等の大きな制度改革や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、就学前の子どもの人口の減少、令和5年4月には国の方でも、こども家庭庁の設置やこども基本法の施行がされるなど、区内の、特に就学前の子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。</p>

このような状況を踏まえ、子育て世帯の新たなニーズや課題を把握するため、令和4年1月に、区内在住の就学前の子どもがいる全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

第2章では、就学前の子どもを取り巻く環境変化の中身について記載をさせていただきます。

2ページをご覧ください。第3章では環境変化等を踏まえた子育て支援策を記載させていただきます。

アンケート結果から見えてきた課題やニーズ等を教育・保育施設利用世帯や在宅子育て家庭等、世帯の属性別にまとめ、その課題やニーズに対する支援策を示させていただきます。

まず、教育・保育施設の利用世帯に対する子育て支援策についてです。教育・保育施設の利用状況は、平成30年の調査と比べ、保育園や認可外保育施設の利用が増加し、幼稚園の利用が減少しています。

項番1の保育園等の新たな課題としては、保育施設を利用する保護者や施設運営事業者の方から、保育士のスキル等の保育の質に関する要望や相談が寄せられています。

グラフにあるように、区内の保育施設数や利用世帯は年々増加してきましたが、職員の対応に不安を感じる等の保護者からの要望や、職員のスキル或いは指導方法に関する事業者からの相談等も増えている状況です。

項番2の認可外保育施設の課題としては、施設数や利用者数が増加傾向にある一方、設備面等に課題を抱える認可外保育施設が一定数存在しています。

項番3の幼稚園については、幼児人口の減少や共働き世帯の増加等により、利用者が減少傾向にあります。現在、幼稚園を利用している世帯からも、幼稚園の利便性の向上を求める要望が寄せられています。

こうした状況を踏まえまして、区内の保育園等の保育の質の向上を図るため、支援策1から4に取り組みます。

区内の全認可保育園を対象とした保育アドバイザー派遣による課題解決や相談の強化、公私立が連携して保育の質の向上を図るための研究プロジェクトの実施、区内全体の保育の質の維持向上に取り組みます。

また、認可外保育施設については、基準への対応が不十分な認可外保育施設の質の向上を図るため、支援策5の認可外保育施設改修期等の支援事業として、基準を満たすために必要な施設の改修費、電気の補助を実施してまいります。

幼稚園については、区立幼稚園の預かり保育の終了時刻の拡大や、夏季等休業中の一時預かり事業の試行実施等、支援策6から11に取り組み、幼稚園の魅力向上や利便性を高めてまいります。

また、項番4のその他として、昨年の送迎用バスによる園児置き去り事故等も踏まえ、送迎用のバスを保有・利用している教育・保育施設に対し、バスの安全装置を装備するための経費の補助を行い、バスの送迎における安全管理を徹底してまいります。

次のページをご覧ください。在宅子育て家庭に対する子育て支援策についてです。

アンケートにより、在宅子育て家庭の孤独感や負担感が増加していることがわかりました。

令和3年度末においては、在宅子育て家庭の占める割合は20.7%で、そのうち0歳

が66.4%、0歳から2歳で9割以上を占めております。また、在宅子育て家庭の19.6%が子育ての負担感や孤独感、11.1%が子育ての相談先に悩んでいる、また、33.1%が、祖父母等の子育て支援を得られていないというような結果が出ており、平成30年調査と比べても増加しているような状況です。

こうした状況から、コロナ禍が在宅子育て家庭の孤独感、負担感に一定程度影響を与えていることも考えられます。

このような状況を踏まえ、支援策13から19を実施し、在宅子育て家庭の孤独感、負担感の低減に取り組んでまいります。

また、先ほどもありましたけれども、在宅子育て家庭を中心に、空きがなく予約が取れないとの意見が多く寄せられている一時預かり事業の拡大、ベビーシッターの利用料の補助、産前産後家事・育児支援事業の充実、子育てひろばの交流や相談支援の充実、産前産後母子ケア事業の拡充等により、在宅子育て家庭の孤独感、負担感の軽減を図っていきます。

次に、中段の特別な支援が必要な子どもがいる世帯に対する子育て支援策についてです。

課題としては項番6、7で、教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもの増加、子どもの障害・発達について不安を抱えている保護者へのさらなる支援です。

アンケートでは、区内の就学前の子どもがいる世帯のうち、9%が子どもの障害・発達不安を抱えていることがわかりました。この数値は、障害者手帳を保有していないお子さんのいる保護者も含めての数値です。

このような状況を受け、教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもへの支援を充実させるため、支援策20、21により、教育・保育施設の特別な支援が必要な子どもに対する保育力の向上に取り組みます。

また、アンケートでは、児童発達支援センターパオをはじめとする区の体制を評価する声がある一方で、相談体制や保育園との併用通所に関する要望が寄せられております。こうした声に対応するため、相談対応の迅速化に向けた相談体制の構築や、子どもの障害・発達について気軽に相談できる出張相談、親子サロンを設置します。

また、支援策24の児童発達支援センターと保育園の併用通所の対象を拡大し、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス通園児も可能とします。

最後に、その他、アンケートで把握したニーズへの対応についてです。一番下の欄をご覧ください。

アンケートでは様々な属性の方からご要望も寄せられました。それらを受けた支援策が支援策25以降になります。

ひとり親世帯を主な対象とする支援策25のエンジョイ・セレクト事業の継続実施をはじめ、2人以上の就学前児童の世帯に対するタクシー利用券の支給や、ちいばすやお台場レインボーバス運賃を就学前児童については無料にするなど、多子世帯の移動支援を充実させます。

さらに、アンケートで要望の多かった、おむつのサブスクリプションサービスについては、区立認可保育園で実施をします。

また、区民が原則自己負担なく出産ができるよう、出産費用助成金の算出上限額を区内の平均出産費用に合わせ、81万円までに引き上げます。

4ページをご覧ください。今ご説明させていただいた環境変化等を踏まえた30の子育て支援策の中身について、一覧としてまとめてご紹介します。右端の区分や実施時

期については、アンケートを実施した令和4年1月を基準として記載してごさいます。実施時期が令和4年度となっているものについては、今年度中に拡充、新たに開始したものとなっております。

第4章の今後継続して検討することとして、特別な支援が必要な子どもがいる世帯に対するさらなる支援の検討、私立認可保育園等での上乗せ徴収による付加的な教育・保育の実施の2点を挙げ、引き続き検討してまいります。

以上が、みんなと子どもすすくアクションの概要になります。

詳細については資料2-3の本編がごさいますので、そちらも併せてご確認いただければと思います。

このような就学前の子どもを取り巻く環境変化や、現在の課題、ニーズを踏まえ取りまとめた、みんなとすすくアクションを実行し、更なる子育て支援策の充実を図り、より安心して子育てできる環境を創出していくことで、子育てするなら港区を実現させていきたいと考えてごさいます。

素晴らしいアクションプランだと思います。確認したいことが3点ほどごさいます。

1つ目に、支援策18の子育てひろば等職員への心理専門相談員巡回指導の実施について、知識不足で、子育てひろばが区内にどのくらいあるのか把握しておりませんが、私は個人的にはお台場に住んでおり、子ども家庭支援センターは青山にある施設ですので、非常に移動が多いです。

巡回していただくというのは非常にありがたいですが、悩みがある保護者の駆け込み寺ではないですが、そういったものを巡回で行ってしまうと、相談員に会いたい時に会えないので、各地域にある児童館、保育園、幼稚園等の施設に、巡回ではなく常駐していただいた方がいいと個人的には思います。

2つ目に、支援策16の産前産後家事・育児支援事業の拡充についても、やはり相談窓口が子ども家庭支援センターになっているということですが、先ほどの心理専門相談員からの的確なアドバイスをいただいたり、支援策22の児童発達支援センターでの相談についても、自分の子どもが障害を持っているとかではなく、育児の悩みとして、身近な心理専門相談員が的確に支援したりするような仕組みづくりが必要ではないかと思います。

3つ目に、支援策27の地域コミュニティバスについて、0歳児の保護者は無料でバスに乗れるということをよく聞きます。特にお台場のレインボーバス利用者の保護者から、1~3歳くらいまでは無料にしてほしいという声をよく聞きます。

就学前児童の運賃の無料化と記載がありますが、都営バスやレインボーバス等、未就学の子どもは基本無料ではないでしょうか。間違っていたらごめんなさい。

保護者の運賃を無料にしてほしいという声をよく聞きますが、ここに記載のある無料化というのは、子どもの無料化でしょうか。大人の無料化でしょうか。

心理専門相談員の巡回指導というのは、あっぱいという子育てひろばや、一時預かりをしている施設が、区内に台場も含めて9ヶ所あり、子育て中の保護者が気軽に遊びに来たり、一時預かりで利用したりしている施設になります。

子育てひろばで子どもを遊ばせながら、保護者が支援員に相談をする場面がありますが、子育ての悩みだけではなく、家族関係の悩み等、信頼関係ができてくると深いお話もされる場合があり、支援者側が、こういう回答でよかったのか等の悩みが出てきます。そういった支援者をサポートする心理専門相談員が巡回し、支援者向けにど

E委員

事務局
(子ども家庭支援センター所長)

<p>事務局 (子ども家庭課長)</p>	<p>のように回答し、保護者を支援していくのがいいか等の相談をするための巡回を行います。</p> <p>子ども家庭支援センターには、子どもと家庭の相談ダイヤルや、匿名で相談できるメール相談もありますが、子ども家庭支援センターにわざわざ相談するのは敷居が高いという方もいますので、身近な施設や普段通っている施設で、気軽に相談できる体制をつくってまいりたいということでの巡回になります。</p> <p>現在、ちいばすは子ども2人目まで無料、お台場レインボバスは子ども3人目まで無料となっております。無料化の対象を、子どもの人数に関わらず、全就学前の児童に拡大をするというものです。</p> <p>また、大人に対する支援策については、現在、妊産婦の方に無料でコミュニティバスの乗車券を発行しております。支援策28として、コミュニティバスに今まで大人1人しか無料で乗れなかったところを、付き添いの方まで含めて大人2人まで無料で乗れるという形に拡大をするところでございます。</p>
<p>B委員</p>	<p>すすすくアクションプランは誰が作ったのでしょうか。余りにひどいと思います。</p> <p>1例を挙げれば、幼稚園関係の項目がありますが、ほぼ区立幼稚園のことで、最後にはほぼ意味のない私立幼稚園についての記載が1つあるだけです。幼稚園教育に対して、今まで何をきて、今後どうするのかということが何にも書かれておりません。</p> <p>在宅子育て家庭に対しては、財政支援をやらないと他との公平性が全くないです。</p> <p>特別な支援を必要とする子どもに対する支援は、本当に一生懸命行っていたと思いますが、支援策24は保育園だけが実施すればいいのでしょうか。そんなことはないと思います。</p> <p>形式的なことについて、子どもという言葉が出てきますが、大体のところは「子」だけ漢字で「ども」は平仮名となっておりますが、場合によっては「子供」と全部漢字の箇所や、「こども」と全部平仮名の箇所があります。これは難しい問題ですのでバラバラにならざるを得ないですが、国では漢字を使用しているからといって、区も漢字にしないといけないとは思いませんので、統一した方がいいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいた意見について事務局から回答ごさいますでしょうか。改めてご回答いただくということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>B委員 F委員</p>	<p>回答してくださるのであればね。今まで回答してくださらないですからね。</p> <p>このプランに児童館が1つも出てきませんが、児童館は区内に10個以上あり、児童館には子育てひろばも設置しています。非常に敷居の低い身近な施設として、何気ない相談や愚痴から深刻な相談まで幅広く受けとめ、関係機関との連携の上、保護者を支援しています。そういう意味では、児童館等の機関連携ということも明記した方がいいかと考えます。</p>
<p>A委員</p>	<p>保育の質の向上をすごく意識されていて、こちらとしても職員の育成の面で悩む部分もあるのでありがたいですが、例えば、支援策2の保育の質の向上のための研究プロジェクト、研修会等のプロジェクトについて、先日、私立園では、区から現在の研修に関してのアンケートをいただき、そこに私立園の参加率の課題があると記載がありました。どうしたら参加率が上がりますかという質問をいただいたので回答させていただきましたが、現場の人員配置的な問題で、参加しないのではなく参加できないという現状があります。特にコロナ禍で業務も増えているので、研修会に参加をさせる人員的余裕がありません。</p> <p>支援策としては素晴らしいですが、現実問題、どうしたら私たち職員が参加でき</p>

る環境になるかというところの根本的解決をしないと、どんな施策を作ったとしても、結局それが生かされないと感じます。

また、資料の一番後ろに、このプランを考えたメンバーの名前が記載されていますが、この構成員の中にどれだけの人が、いわゆる現場を知ってらっしゃるのでしょうか。現場を知っていないと机上の空論になってしまうと思います。この支援策を見て、現場との乖離があるとすごく感じています。

また、おむつのサブスクリプションは保護者から要望があり、当園も導入しています。この春から食事用エプロンと手口拭きのサービスも結構業者が開始していて、そちらの方が実は保護者の要望がとても多いので、ぜひ、おむつと一緒に導入していただくと保護者の負担軽減になり、保育所の負担軽減にも繋がります。

どうしても入れ間違いが生じてしまったり、忘れた時の貸し借りの管理等も生じたりします。このサブスクリプションサービスは私たち園にとっても保護者の方にとっても、本当にいいサービスだと思っておりますので、ぜひ食事用エプロンと手口拭きの方も検討していただきたいと思います。

G委員

本当に素晴らしい施策をたくさん考えていただき実施していただいていると思いますが、私も子ども2人産んでおり、あっぴいや保育園等、様々な施設を利用させていただいた中で全体として思うことが、手続きにとっても手間がかかります。

わざわざ施設に行って登録しないといけないとか、書類を書かないといけないとか、本当に子どもを産んだ母親は余裕がありません。

1人目の出産の時は、ベッドで20分も寝てくれない子で、そんな中で、こういうサポートがあるということの色々言われたり、冊子にまとまっていますという声をいただいたりしても調べる余裕はありません。

夫や祖父母が手厚くサポートしてくれる家庭があったりと様々だと思いますが、お母さん方の多くは授乳しながらネットで情報を調べたり、愚痴を言ったりということが基本なので、素晴らしい施策や保護者を支援する方法が冊子にまとまっていたところで誰が読んでいるのだろうかと思います。読んでいる方は読んでおり、本当に必要な方は、寝る時間を削って調べているとは思いますが、手に届きやすい方法や、簡素な手続きで保護者をサポートしていただけるとより助かると思います。

H委員

調査の仕方について、就学前の児童の家庭だけではなく、就学後の家庭にもアンケートをした方がいいのではないのでしょうか。

就学前の家庭というのは、知識や経験が少なく、一方、就学後の家庭は、つらかった等の様々な意見があると思いますので、就学後の家庭にもアンケートを取る方がきちんとした調査なのではないかと思います。

事務局

(子ども家庭課長)

今回、就学前の家庭に調査をさせていただきました。今後、子ども・子育て支援事業計画の次期改定に向けて、就学後の家庭も含めて調査をする予定で現在進めておりますので、就学後の家庭の意見はそこで拾っていきたいと思います。

会長

様々なご意見ありがとうございました。

児童館について、それから研修制度について、現状を踏まえた支援ができるように、今後の支援策の中に入れていただきたいと思います。

G委員からご意見がございました、子育て中の方の手に届きやすい支援、負担ができるだけ軽減されるような支援も行っていたいただきたいと思います。

<p>事務局 (子ども家庭課長)</p>	<p>2 情報提供 令和5年度の子ども家庭支援部の組織改正について (資料3 説明) 令和5年4月のこども基本法の施行や、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、子ども施策に関する庁内連携を強化するため、令和5年度に子ども家庭支援部の組織改正をいたします。 組織改正の内容につきましては、子ども家庭課、保育政策課を再編し、子ども政策課、子ども若者支援課に改正し、これから事務執行に当たっていくところでございます。 また、子ども家庭支援センターにつきましては、担当係長でございます家庭相談担当の業務を引き継ぎ、家庭相談係に再編します。</p>
<p>会長</p>	<p>本日予定していた案件は以上です。最後に事務局から事務連絡等がございますでしょうか。</p>
<p>事務局 (子ども家庭課長)</p>	<p>冒頭でもご案内したとおり、本日の資料につきましてご意見等がある場合、意見記入用紙にご記入の上、3月20日月曜日までにご提出いただきますようお願いいたします。 次回の会議につきましては5月から6月の開催を予定しております。 開催につきましては別途ご連絡をいたしますので、どうぞよろしくようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、予定時間になりましたので、第4回港区子ども・子育て会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした － 閉会 －</p>